

一、最新中国法令

● 关于加强信息合作规范执行与协助执行的通知

- 【发布单位】最高人民法院、国家工商行政管理总局
 【发布文号】法〔2014〕251号
 【发布日期】2014-10-10
 【内容提要】该通知就业务信息对接、网络执行查控以及股权收益冻结等事项明确了具体要求和操作办法。根据该通知：

工商行政管理机关协助人民法院办理的事项
1. 查询有关主体的设立、变更、注销登记，对外投资，以及受处罚等情况及原始资料（企业信用信息公示系统已经公示的信息除外）； 2. 对冻结、解除冻结被执行人股权、其他投资权益进行公示； 3. 因人民法院强制转让被执行人股权，办理有限责任公司股东变更登记； 4. 法律、行政法规规定的其他事项。
股权、其他投资权益冻结
1. 法院对从工商行政管理机关业务系统、企业信用信息公示系统以及公司章程中查明属于被执行人名下的股权、其他投资权益，可以冻结。 2. 法院冻结股权、其他投资权益时，应当向被执行人及其股权、其他投资权益所在市场主体送达冻结裁定，并要求工商行政管理机关协助公示。 3. 股权、其他投资权益被冻结的，未经人民法院许可，不得转让，不得设定质押或者其他权利负担。 4. 冻结股权、其他投资权益的期限不得超过两年。续冻期限不得超过一年。续行冻结没有次数限制。 5. 法院强制转让被执行人的股权、其他投资权益，完成变价等程序后，应当向受让人、被执行人或者其股权、其他投资权益所在市场主体送达转让裁定，要求工商行政管理机关协助公示并办理有限责任公司股东变更登记。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://file.chinacourt.org/f.php?id=2417&class=file>

一、最新中国法令

● 情報提携規範実施と実施協力の強化に関する通知

- 【発布機関】最高人民法院、国家工商行政管理总局
 【発布番号】法〔2014〕251号
 【発布日】2014-10-10
 【概要】本通知は業務情報の連結、オンライン調査モニタリングの実施および持分収益凍結などの事項について、具体的な要求と処理方法を明確にした。本通知によると、以下の通りである。

工商行政管理機関が人民法院に協力して行う事項
1. 関係主体の設立、変更、抹消の登記、对外投资、および処罰などの状況ならびに原始資料を調査する（企業信用情報公示システムで公示済みの情報は除く）。 2. 凍結、凍結解除が行われた被申立人の持分、その他の投資権益についての公示を行う。 3. 人民法院により強制譲渡が行われた被申立人の持分について、有限責任会社株主変更登記手続きを行う。 4. 法律、行政法規の定めるその他の事項。
持分、その他の投資権益の凍結
1. 裁判所は工商行政管理機関業務システム、企業信用情報公示システムおよび会社定款から調査判明した被申立人名義に該当する持分、その他の投資権益を凍結することができる。 2. 裁判所が持分、その他の投資権益を凍結する際、被申立人およびその持分、その他の投資権益が所在する市場主体に対し凍結の裁定書を送達した上、工商行政管理機関に対し公示への協力を求めなければならない。 3. 持分、その他の投資権益が凍結された場合、人民法院の許可なくして、譲渡してはならず、質権またはその他の権利負担を設定してはならない。 4. 持分、その他の投資権益の凍結期間は2年を超えてはならない。凍結期間の継続は1年を超えてはならない。凍結継続には回数規制はない。 5. 裁判所が被申立人の持分、その他の投資権益の強制譲渡を行い、換金などの手順を完了した後、譲受人、被申立人またはその持分、その他の投資権益が所在する市場主体に対し譲渡の裁定書を送達し、工商行政管理機関に対し公示への協力ならびに有限責任会社の株主変更登記手続きを求めなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://file.chinacourt.org/f.php?id=2417&class=file>

● 政府核准投資項目管理實施辦法

【发布单位】工业和信息化部
 【发布文号】工信部规〔2014〕416号
 【发布日期】2014-09-28
 【实施日期】2014-11-01
 【内容提要】该办法适用于国务院发布的《政府核准的投资项目目录》中规定由工业和信息化部核准的工业、通信业领域投资项目。该办法明确了：

- 项目单位编制项目申请报告的相关要求；
- 项目核准程序；
- 核准内容和效力；
- 核准工作的监督管理及法律责任等。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293832/n11293907/n11368223/n16172552.files/n16172509.pdf>

● 政府認可投資プロジェクト管理實施辦法

【发布機關】工業情報化部
 【发布番号】工信部規〔2014〕416号
 【发布日期】2014-09-28
 【施行日】2014-11-01
 【概要】本辦法は國務院が公布した「政府認可の投資プロジェクト目錄」において工業情報化部の認可と定められた工業、通信業分野の投資プロジェクトに適用する。本辦法は以下の内容を明確にした。

- プロジェクト事業者のプロジェクト申請報告書作成に関する要求。
- プロジェクト認可手順。
- 認可内容と効力。
- 認可作業の監督管理および法的責任など。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293832/n11293907/n11368223/n16172552.files/n16172509.pdf>

● 关于明确进出口货物提前申报管理要求的公告

【发布单位】海关总署
 【发布文号】海关总署公告 2014 年第 74 号
 【发布日期】2014-10-23
 【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info721895.htm>

● 輸出入貨物の繰上げ申告管理要求の明確化に関する公告

【发布機關】税関総署
 【发布番号】税関総署公告 2014 年第 74 号
 【发布日期】2014-10-23
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info721895.htm>

● 关于进一步明确本市劳动人事争议仲裁管辖的若干规定（上海）

【发布单位】上海市人力资源和社会保障局
 【发布文号】沪人社仲发〔2014〕38号
 【发布日期】2014-09-01
 【实施日期】2014-10-01 至 2018-12-31
 【内容提要】该规定与旧规定的区别在于，以下劳动人事争议由上海市劳动人事争议仲裁委员会管辖：

序号	劳动人事争议	备注
1	在上海市注册设立的注册资金在壹仟万美元以上或者相当于壹仟万美元以上的外资企业和劳动者发生的劳动争议。	旧规定：浦东新区内发生的此类争议由浦东新区劳动仲裁委员会管辖，新规定将该权限收回。

● 上海市労働人事紛争仲裁管轄の更なる明確化に関する若干規定（上海）

【发布機關】上海市人的資源社会保障局
 【发布番号】滬人社仲發〔2014〕38号
 【发布日期】2014-09-01
 【施行日】2014-10-01 から 2018-12-31
 【概要】本規定と旧規定の違いは、以下の人事紛争を上海市労働人事紛争仲裁委員会が管轄することにある。

番号	労働人事紛争	備考
1	上海市において登録設立された登録資本が 1,000 万米ドル以上または 1,000 万米ドル相当以上の外資企業と労働者との間で生じた労働紛争。	旧規定：浦东新区において発生したこの種の紛争は浦东新区労働仲裁委員会が管轄しており、新規定では本権限を回収した。

2	港澳台的公司、企业和其他经济组织或者个人、或在国 外居住的中国公民，在大陆 设立全部资本为其所有的， 在上海市注册设立的注册资 金在壹仟万美元以上或者相 当于壹仟万美元以上的企业 和劳动者发生的劳动争议。	新增
---	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.12333sh.gov.cn/201412333/xxgk/flfg/gfxwj/ldzc/zccx/201410/t20141010_1190362.shtml

● 关于实施《上海市工伤保险实施办法》若干问题处理意见的通知（上海）

【发布单位】上海市人力资源和社会保障局
 【发布文号】沪人社福发〔2014〕36号
 【发布日期】2014-08-14
 【实施日期】2014-09-01（有效期5年）
 【内容提要】该通知对各种情况下工伤认定的管辖、工伤认定的决定与送达、相关待遇的申领等进行了规定。
 【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.12333sh.gov.cn/201412333/xxgk/flfg/gfxwj/shbx/gsbx/201409/t20140918_1189434.shtml

- 【注】
- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
 - 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● 中国共产党十八届四中全会公报（摘要）

日前，[中国共产党十八届四中全会](#)召开，审议通过了《中共中央关于全面推进依法治国若干重大问题的决定》。会议提出：

- 深入推进依法行政，加快建设法治政府；保证公正司法，提高司法公信力；等六项重大任务。
- 依法全面履行政府职能，推进机构、职能、权限、程序、责任法定化，推行政府权力清单制度。
- 健全依法决策机制，把公众参与、专家论证、风险评估、合法性审查、集体讨论决

2	香港マカオ台湾の会社、企業とその他の経済組織または個人、あるいは国外で居住する中国国民は大陸において設立した、全ての資本を自ら保有する、上海市において登録設立し登録資金が 1,000 万米ドル以上または 1,000 万米ドル相当以上の企業と労働者との間で生じた労働紛争。	新規追加。
---	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.12333sh.gov.cn/201412333/xxgk/flfg/gfxwj/ldzc/zccx/201410/t20141010_1190362.shtml

● 「上海市劳災保險實施弁法」實施に伴う若干事項の処理意見に関する通知（上海）

【発布機関】上海市人的資源社会保障局
 【発布番号】滬人社福発〔2014〕36号
 【発布日】2014-08-14
 【施行日】2014-09-01（有効期間5年）
 【概要】本通知は、各種状況における労災認定の管轄、労災認定の決定と送達、関連待遇の申請受領などについて規定を設けた。
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.12333sh.gov.cn/201412333/xxgk/flfg/gfxwj/shbx/gsbx/201409/t20140918_1189434.shtml

- 【注】
- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
 - ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

● 中国共産党第 18 期中央委員会第四回全体会議公報（摘要）

先頃、[中国共産党第 18 期中央委員会第四回全体会議](#)が開催され、「法に従った国家統治の全面的な推進に伴う若干重大事項に関する中国共産党中央の決定」が審議可決された。会議で提起された内容は以下の通りである。

- 法に従った行政を更に推進し、法治政府の建設を加速する、司法の公正を保証し、司法の公信力を高めるなどの 6 項目の重大任務。
- 法に従った政府職能の全面的履行、機関、職能、権限、手順、責任の法定化の促進、政府権力リスト制度の推進。
- 法に従った政策決定メカニズムの整備、大衆の参加、専門家の論証、リスクの評価、適法性の審

定确定为重大行政决策法定程序，建立行政机关内部重大决策合法性审查机制，建立重大决策终身责任追究制度及责任倒查机制。

- 坚持严格规范公正文明执法，建立健全行政裁量权基准制度，全面落实行政执法责任制。强化对行政权力的制约和监督，完善纠错问责机制。
- 全面推进政务公开，坚持以公开为常态、不公开为例外原则，推进决策公开、执行公开、管理公开、服务公开、结果公开。
- 完善确保依法独立公正行使审判权和检察权的制度，建立领导干部干预司法活动、插手具体案件处理的记录、通报和责任追究制度，建立健全司法人员履行法定职责保护机制。
- 推动实行审判权和执行权相分离的体制改革试点，最高人民法院设立巡回法庭，探索设立跨行政区划的人民法院和人民检察院，探索建立检察机关提起公益诉讼制度。
- 推进以审判为中心的诉讼制度改革，实行办案质量终身负责制和错案责任倒查问责制。
- 完善法律职业准入制度，建立从符合条件的律师、法学专家中招录立法工作者、法官、检察官制度。

(里兆律师事务所 2014 年 10 月 24 日编写)

● 简析外管局新规“37 号文”的变动与影响

国家外汇管理局(以下简称“外管局”)于 2014 年 07 月 04 日发布了《[关于境内居民通过特殊目的公司境外投融资及返程投资外汇管理有关问题的通知](#)》(汇发[2014]37 号)(以下简称“37 号文”),以及附件《[返程投资外汇管理所涉业务操作指引](#)》(以下简称“《操作指引》”)和《[资本项目直接投资外汇业务申请表](#)》。同时,外管局还废止了《[国家外汇管理局关于境内居民通过境外特殊目的公司融资及返程投资外汇管理有关问题的通知](#)》(汇发[2005]75 号)(以下简称“75 号文”)。

如果将 37 号文置于整个经济发展和改革开放的大背景,以及中国政府越来越重视“发挥市场在调节资源配置中的决定性作用”这一发展背景当中,我们便不难理解 37 号文开宗明义所提出的“为支持国家‘走出去’战略的实施,充分利用国际国内两种资源、两个市场,进一步简化和便利境内居民通过特殊目的公司从事投融资活动所涉及的跨境资本交易”等目标,也不难看清 37 号文作为国家外汇管理体系完善进程中的一个新台阶,所同时具备的进步性与局限性。

查、集团讨论による決定確定の重大行政政策決定法定手順への位置づけ、行政機関内部重大政策決定の適法性審査メカニズムの構築、重大政策決定の終身責任追及制度および責任遡及メカニズムの構築。

- 厳格、規範、公正、文明的な法執行の堅持、行政裁量権基準制度の構築整備、行政法執行責任制の全面的な実施、行政権力の制限と監督の強化、責任追及制度の整備改善。
- 政務公開の全面的な推進、公開を常態とし、不公開を例外とする原則の堅持、政策決定の公開、法執行の公開、管理の公開、サービスの公開、結果の公開の推進。
- 審判権と検察権の法に従った独立公正な行使を保証する制度の整備、指導者幹部による司法活動への関与、具体的な案件処理への介入に関する記録、告発および責任追及制度の確立、司法人員による法定職責履行を保護するメカニズムの確立整備。
- 判決権と執行権がそれぞれ分離する体制改革試行の推進実行、最高人民法院による巡回法庭の設立、行政区画を跨ぐ人民法院と人民検察院の設立の模索、検察機関による公益訴訟提起制度確立の模索。
- 審判を中心とする訴訟制度改革の推進、事件処理品質終身責任負担制度と事件誤審責任遡及調査責任追及制度の実施。
- 法律職業参入制度の整備、条件に合致する弁護士、法学専門家から立法作業者、裁判官、検察官を招聘する制度の確立。

(里兆法律事務所が 2014 年 10 月 24 日付で作成)

● 外貨管理局が新規に公布した「37 号文」の変更点と影響に関する簡潔な分析

国家外貨管理局(以下「外貨管理局」という)は、2014 年 7 月 4 日に「[国内居住者による特別目的会社を通じた国外投融資および迂回投資に伴う外貨管理関連事項に関する通知](#)」(匯発[2014]37 号)(以下、「37 号文」という)、および付属文書「[迂回投資外貨管理関連業務処理ガイドライン](#)」(以下、「ガイドライン」という)ならびに「[資本項目直接投資外貨業務申请表](#)」を公布した。同時に、外貨管理局は「[国内居住者による特別目的会社を通じた融資および迂回投資に伴う外貨管理関連事項に関する国家外貨管理局の通知](#)」(匯発[2005]75 号)(以下、「75 号文」という)を廃止した。

37 号文を全体経済の発展と改革开放の大前提に置き、中国政府が「市場の資源配置調節における決定的な役割」を日に日に重視する発展背景においては、我々が 37 号文の文頭で述べられた「国の“経済グローバル化戦略”の実施を支持し、国外国内二つの資源、二つの市場を十分に活用して、国内居住者による特別目的会社を通じた投融資活動にかかわるクロスボーダー資本取引の更なる簡素化と利便化を図る」などの目標を理解することは難しくはなく、37 号文を国家外貨管理体系の整備過程における新たな一つのステップとして、同時に具備している進歩性と限定性を見定めることも困難ではない。

一、概念和逻辑更加严谨完善

与 75 号文的对应条款相比, 37 号文在法律用语的定义上进行了一定的调整, 从而使其管理范围更加周延, 法律内部逻辑更加严谨完善。这些调整主要体现在:

1. “特殊目的公司”和“返程投资”定义调整

	投资资本的来源	设立目的
75 号文 (旧)	境内企业资产或权益	股权融资 (包括可转换债融资)
37 号文 (新)	境内企业资产或权益, 或者合法持有的境外资产或权益	不再局限于境外融资, 还可以进行投资

新的定义大大丰富了特殊目的公司的外延, 关于境内居民个人从事境外投资的合法性, 虽然有之前的 75 号文及《[个人外汇管理办法](#)》等规定予以原则性的承认, 但是却并没有一个比较成熟、明确的渠道可供选择。37 号文将境内居民进行境外投资纳入特殊目的公司的范畴, 相当于为境内居民, 尤其是境内居民个人的境外投资开辟了一条具体的通道。

75 号文对于返程投资的方式, 采用了列举式的规定, 缺乏比较强的概括性, 因而在实践中可能造成一定的困惑。而 37 号文则将其概括为“通过新设、并购等方式”在境内设立外商投资企业或项目, 并取得所有权、控制权、经营管理权等权益的行为。这一规定概括与列举相结合的规定方式, 使返程投资的制度覆盖面更加严密周全。

2. 部分法律用语的改变

37 号文作为外汇立法的进步性, 同时也体现在语言逻辑的完善上, 例如它将 75 号文的“境内居民法人”改为“境内机构”, 从而在概念外延上扩充了以合伙企业等形式注册的“非法人机构”, 这其实更加符合 75 号文中“在中国境内依法设立的企业事业法人以及其他经济组织”的定义。

二、规则和程序更加简明高效

1. 相关程序要求的简化放宽

在 75 号文背景下, “境内居民设立或控制境外特殊目的公司之前”, 即应当到外汇局申请办理投资外汇登记手续, 而 37 号文则将完成上述登记手续的时间节点推迟到“向特殊目的公司出资前”, 即境内居民个人可以在境外先行设立特殊目的公司, 但必须在初始登记完成后, 才能够进行后续的出资活动 (支付注册费用不在此限)。同时, 进行初始登记的手续材料也有所简化, 例如, 不再需要提供《境

一、概念と論理のより緻密な整備

75 号文の対応する条項と比べ, 37 号文は法律用語に関する定義において一定の調整を加えることで, その管理範囲を更に拡充し, 法律の内部論理をより緻密に整備した。これらの調整は主に以下の点で行われている。

1. 「特別目的会社」と「迂回投資」に関する定義の調整

	投資資本の源泉	設立目的
75 号文 (旧)	国内企業の資産または権益	持分融資 (轉換社債融資を含む)
37 号文 (新)	国内企業の資産または権益、あるいは適法に保有している国外資産または権益	以後、国外融資に限定せず、投資を行う事もできる。

新定義は、特別目的会社の外延を大幅に拡げており、国内居住者による国外投資への従事に関する適法性について、これまでの 75 号文および「[個人外貨管理弁法](#)」などの規定では原則的には認めていたが、選択できる成熟した、明確な方法を与えていなかった。37 号文は国内居住者による国外投資を特別目的会社の範囲に組み入れており、国内居住者、特に国内個人居住者による国外投資に一つの道筋を切り開いたことになる。

75 号文は迂回投資の方法について、羅列式で規定を設けていたが、統一性に乏しかったため、実務においては一定の困難を生じていたと思われる。37 号文ではそれを「新設、買収合併などの方式で」国内において外商投資企業またはプロジェクトを設立し、所有権、支配権、経営管理権を取得する行為と統一された。このような一つの規定で統一性と羅列を相互に合わせた規定方法は、迂回投資に関する制度が網羅する範囲をより緻密周到にしている。

2. 一部法律用語の変更

37 号文では外貨立法の進歩性が、同時に言語論理の整備の上でも体现されており、例えばそれは 75 号文における「国内居住者」を「国内機構」に変更することで、概念の外延にパートナーシップ制企業などの形式で登録された「非法人機構」を加えており、これは 75 号文における「中国国内で法に則り設立された企業事業法人およびその他の経済組織」という定義により合致している。

二、規則と手順をより簡潔、明快、効率的にした

1. 関連手順要求の簡素化、緩和

75 号文においては、「国内居住者が国外特別目的会社を設立または支配する前」に外貨管理局にて投資外貨登記手続きを行わなければならなかったが、37 号文は上記登記手続きの時間を「特別目的会社への出資を行う前」まで遅らせており、国内居住者は国外において特別目的会社を先行して設立することができ、初期登記を完了した上で、はじめて後続の出資活動が行えるようにした (登録費用の支払いはこの限りではない)。

外融资商业计划书》等。

同时，相对于 75 号文的规定，37 号文还取消了特殊目的公司增减资、长期股权或债权投资、境内资产注入、境外融资变更登记的要求。

另外，在《[国家外汇管理局关于进一步改进和调整直接投资外汇管理政策的通知](#)》(汇发[2012]59 号)的基础上，37 号文明确了外汇补登记程序，对涉嫌违规行为采取先处罚、再办理补登记的思路处理。而实践中，如果申请补登记，外管局一般会提出境内居民提供会计师事务所出具的专项审计报告的要求。

2. 为股权激励计划提供制度保障

在 75 号文背景下，特殊目的公司股权激励计划的实际操作中，权利人缺少合法行使权利的制度渠道一直是实践中的一大难题。根据 37 号文的规定，非上市特殊目的公司以本企业股权或期权等为标的，对其直接或间接控制的境内企业董事、监事或高级管理人员及其他与公司具有雇佣或劳动关系的员工进行权益激励的，相关境内居民个人在行使权利前，可申请办理特殊目的公司外汇登记手续。这是相关部门首次对非上市特殊目的公司实施的针对境内企业董事、监事、高级管理人员的股权激励计划能够办理外汇登记进行了明确，并制定了办理细则，为股权激励计划的实施提供了制度保障。

3. 对特殊目的公司直接出资或放款

37 号文允许境内居民个人在特殊目的公司设立之后，以合法持有的境内外资产或者权益向其出资，资产或权益的形式包括但不限于货币、有价证券、股权、债权，以及知识产权和技术等等。

同时，境内居民个人还可以通过其直接或间接控制的境内企业，在存在真实、合理需求的基础上，按照《[国家外汇管理局关于境内企业境外放款外汇管理有关问题的通知](#)》(汇发[2009]24 号)等有关规定，向已经登记的特殊目的公司放款。此外，境内居民个人还可以以特殊目的公司的股份回购或已上市特殊目的公司退市等目的，向特殊目的公司提供资金。这些规定相比于 75 号文有着重大的突破，对于便利境内居民个人从事境外投资而言具有重要意义。

4. 进一步明确处罚依据和措施

同時に、初期登記に関する手続き資料も簡素化が進められ、例えば今後「[国外融資商業計画書](#)」の提出が不要となったなどである。

同時に、75 号文の規定と比べ、37 号文では特別目的会社の減増資、長期持分または債権投資、国内資産の注入、国外融資変更登記に関する要求が廃止された。

このほか、「[直接投資外貨管理政策の更なる整備と調整に関する国家外貨管理局の通知](#)」(匯発[2012]59 号)に基づき、37 号文では外貨追加登記手順を明確にし、規則違反の疑いがある行為については処罰した上で追加登記を行う考えをもって処理することを明確にした。また、実務においては、追加登記を申請する場合、外貨管理局は通常、国内居住者に対し会計士事務所が発行する個別監査報告書の提出を求めると思われる。

2. 持分奨励計画への制度上の保障提供

75 号文では、特別目的会社持分奨励計画の実務処理において、権利者の適法な権利行使に関する制度的な手段に欠けている状況は常に実務における大きな難題であった。37 号文の規定によれば、非上場特別目的会社が自社の持分またはオプションなどを対象として、その直接的または間接的に支配する国内企業の董事、監査役あるいは高級管理職およびその他の会社と雇用または労働関係にある従業員に対し権益奨励を行う場合、関係国内個人居住者は権利を行使する前に特別目的会社の外貨登記手続きの申請を行うことができる。これは関係部門がはじめて非上場特別目的会社が実施する国内企業董事、監査役、高級管理職の持分奨励計画で外貨登記手続きを行えることについて明確にし、手続きの細則を制定したものであり、持分奨励計画の実施に制度上の保障を提供した。

3. 特別目的会社に対する直接出資または貸付

37 号文では、国内個人居住者が特別目的会社の設立後、適法に保有する国内外の資産または権益を持ってそれに出資することを認めており、資産または権益の形式には貨幣、有価証券、株式、債権、および知的財産権と技術などが含まれるが、これらに限らない。

また、国内個人居住者は、自らが直接または間接的に支配する国内企業を通じて、存在が真実であり、合理的でなければならないとの前提の下、「[国内企業による国外貸付の外貨管理関連事項についての国家外貨管理局の通知](#)」(匯発[2009]24 号)などの関連規定に従って、登記済みの特別目的会社に対し貸付を行うこともできる。このほか、国内個人居住者は、特別目的会社の持分買戻しまたは上場済みの特別目的会社の上場廃止などを目的として、特別目的会社に対し資金を提供することもできる。これらの規定は 75 号文と比べ大きな前進であり、国内個人居住者が国外投資に従事する際の利便にとって重要な意義を持つ。

4. 処罰根拠と措置の更なる明確化

在认定和查处各种外汇管理中的违法行为上，与 75 号文“构成逃汇”这样的笼统规定不同，37 号文比较细致地针对各种常见的违法行为及其相应行政处罚的法律依据也逐一进行了明确规定。这些立法技术上的进步，使得 37 号文在实践中比起 75 号文要更加具有可操作性。

虽然 37 号文是外汇管理制度改革中的重要一步，对特殊目的公司和返程投资制度构建有着重要意义，然而囿于目前外汇管理实践的成熟水平，仍然存在着一一定的模糊性。这主要体现在对于一些权利义务和程序的规定中，虽然外管局表现出比较强的改革意愿，也不断在加强对市场自身调节功能的重视，但是在制度的细节规定上仍然留有真空，例如 37 号文对于该文实施前未按规定办理境外投资外汇登记的，做出“外汇局根据合法性、合理性等原则办理补登记”这样的规定，就显得标准不甚明朗。这些在 37 号文中没有明确回答的问题，可能需要后续出台规定或者与外管局进行个案沟通，才能得到进一步明确，这也是 37 号文的美中不足。

（里兆律师事务所 2014 年 10 月 22 日编写）

各種外貨管理における違法行為の認定と取締りにおいて、75 号文の「外貨不正持ち出し」のような漠然とした規定とは異なり、37 号文では各種のよく見られる違法行為およびそれに対応する行政処罰の法律根拠について、一つ一つ明確な規定を詳細に設けた。これらの立法技術上の進歩は、37 号文を実務において 75 号文と比べ高い操作性を具備させている。

37 号文は外貨管理制度改革における重要な一歩であり、特別目的会社と迂回投資制度に重要な意義を確立したが、現在の外貨管理実務の成熟レベルでは、依然として一定のあいまいさが存在する。これは主に一部の権利義務と手順に関する規定において現れており、外貨管理局は強い改革の意思を示し、市場自体の調節機能への重視も絶えず強めてはいるが、制度の細部の規定には依然として空白がある。例えば 37 号文はその実施前の規定に従って国外投資外貨登記を行っていないケースについて、「外貨管理局が適法性、合理性などの原則に基づいて追加登記を行う」との規定を設けているが、基準が明確にされていない。これらの 37 号文において明確な回答のない問題については、今後規定が公布されるか、または外貨管理局と個別案件として協議し、更に明確にする必要があり、これは 37 号文において玉にきずともなっている。

（里兆法律事務所が 2014 年 10 月 22 日付で作成）